

様式 1

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番号	北-2	見積価額	1,560,000円
		公売保証金	160,000円

(土地の表示)

所在 神川町大字元阿保字新堀北
地番 1106番11
地目 雜種地
地積 198m²

以上登記簿による表示

財産の状況

1 公法上の規制等

都市計画法上、非線引都市計画域内の用途無指定地域で、建ぺい率60%、容積率200%である。

2 接道状況

接面道路は、北側の幅員5.3m舗装町道（町道2048号線）に接面している。

3 物件の状況

- (1) 間口約13m、奥行約15mのほぼ長方形の平坦地である。
- (2) 上水道は引込み可能だが、公共下水道、農業集落排水及び都市ガスは未整備となっている。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地には該当しない。
- (4) 本物件を駐車場として利用している形跡あり。その立ち退き交渉は買受人が行うこととなる。
- (5) 本物件上には、樹木及び雑草が繁茂している。

4 最寄駅

JR八高線丹荘駅 東方約1.45km（道路距離）

5 注意事項

- (1) 公売財産の面積等は公簿上による。公売財産について、予めその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。
- (2) 隣地との境界確定は、隣地所有者とそれぞれ協議すること。
- (3) 公売財産は、落札者が買受代金を納付した時の状況（現況有姿）で権利移転する。ただし、神川町は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- (4) 公売財産内部の動産類やゴミの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行うこと。
- (5) 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っていない。
- (6) 買受人の制限（国税徴収法第92条）及び公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条第1項）に該当する者は、公売財産を買い受けることはできない。
- (7) 危険負担については、買受人が買受代金を納付した時点で、買受人に危険負担が移転する。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うことになる。
- (8) 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となる。
- (9) 神川町は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。

その他事項	非課税財産
-------	-------

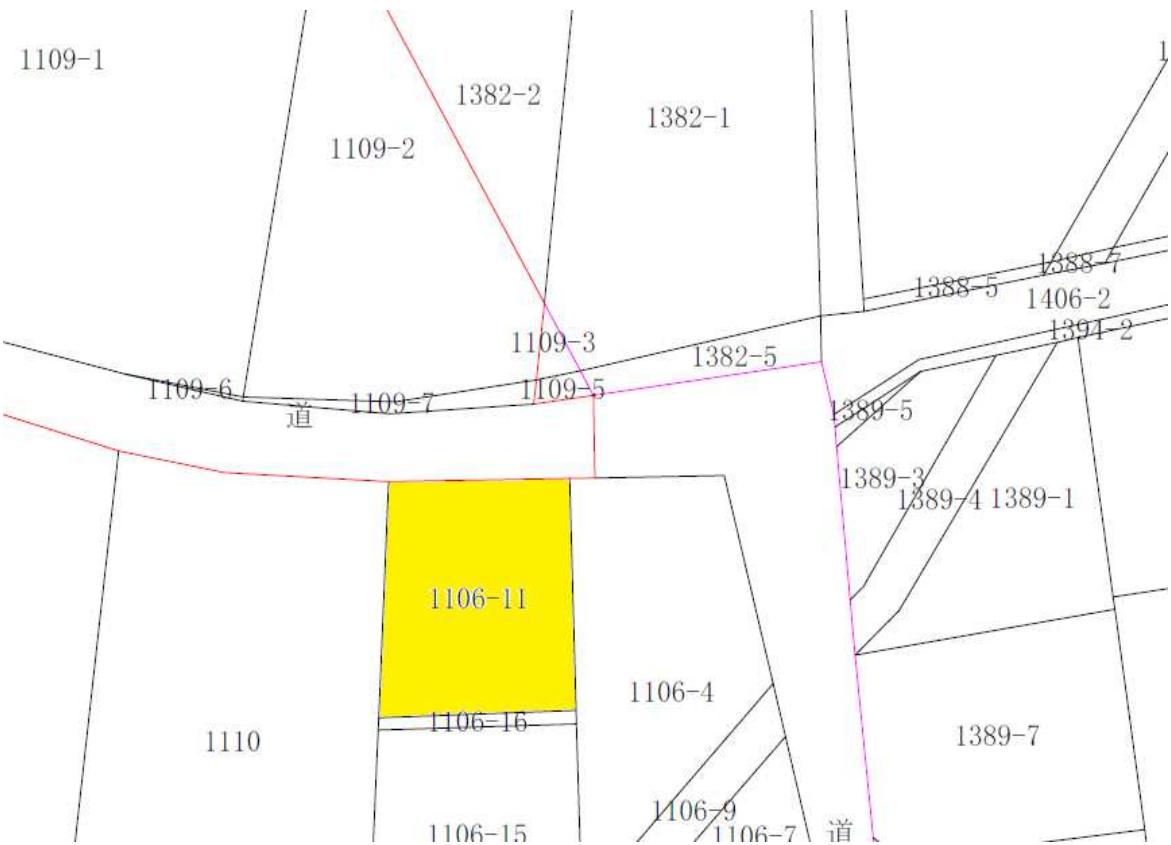
売却区分番号

北 - 2

[所在図]



[見取図]



[間取図]

[写真①北側]



[写真②北西側]

